

事務センターだより



第 3 号 R4.6.28

文責 佐藤（阿蘇小）

児童手当・特例給付現況届について

現在、児童手当を受給中の方に対して現況調査を行っています。書類作成や住民票等の取得等お世話になりました。今月末までに全ての確認作業を事務センターで行いますので、ご提出がまだの方は急ぎご提出をお願いします。

さて、令和4年10月支給分から児童手当の制度が一部変更になりますのでお知らせします。なお、今回の制度見直しでは共働き世帯の収入合算は見送りになりました。

変更 特例給付の支給に係わる所得上限額が設けられます。



所得額により特例給付の支給がされない方が発生します。

現行では所得制限限度額以上の所得がある世帯では、特例給付として児童一人につき一律5000円の児童手当が支給されています。児童手当は中学校を修了する3月まで受給できるので、特例給付であっても最大で5000円×12か月×15年＝90万円が受け取れる計算になります。しかし、今後はこの特例給付にも所得の上限が設けられます。所得上限限度額を超えると児童手当がストップします。所得額は扶養人数や控除額で所得制限限度額や所得上限限度額が変わります。

期末勤勉手当に関するお知らせ

6月30日は期末勤勉手当支給日です。

☆勤勉手当には、人事評価の成績率も反映されます。

☆新採、臨採の先生、令和3年12月2日から令和4年6月1日の間に休職期間等がある方は勤務期間により支給率に相違があります。

☆6月期の期末手当で昨年12月期の引き下げ相当額（調整額）が減額されています。

《期末勤勉手当の支給率》

	6月	12月	計
期末手当	1.2-調整額 (0.675)	1.2(0.675)	2.4-調整額 (1.35-調整額)
勤勉手当	0.950(0.450)	0.950(0.450)	1.9(0.90)
計	2.15-調整額 (1.125)	2.15(1.125)	4.3-調整額 (2.25-調整額)

※（ ）内は再任用職員の割合

期末手当基礎額＝

給料月額＋給料の調整額＋教職調整額＋地域手当＋扶養手当＋役職加算額

勤勉手当基礎額＝期末手当基礎額－扶養手当

《役職加算の割合》

役職加算額＝（給料月額＋給料の調整額＋教職調整額）×加算割合

【教育職（3）】

15%：4級、3級（副校長）

10%：3級（教頭）、特2級、

2級の教諭のうち在職29年（短大31年）以上又は2-132以上

5%：2級、在職10年（短大12年）以上又は2-52以上

【医療職（2）】

10%：5級

5%：4級、3級

【行政職】

15%：6級

10%：4級、5級

5%：3級

プールの管理を確実に！

これからプールの利用時期になります。バルブの閉め忘れ等により、水道代が数十万～数百万円の損害が発生した事例があります。なんと、他県では全職員で弁済した事例もあります。人的な失敗がないよう確認作業は複数名で行い、確実に管理しましょう。

また、給水量や漏水等、異変を感じた場合は早急にお知らせください。担当者任せにせず、当事者意識を持って連携することがミスを防ぐ大きな力になります！